

令和6年6月15日

各都道府県小学校教育研究会 様
各 小 学 校 長 様

全国小学校国語教育研究会
会 長 長沼 正城

全国小学校国語教育研究会 教員表彰実施要綱

- 第1 目的 全国小学校国語教育研究会（以下、「全小国研」という）は、わが国における国語教育の一層の充実に資するため、校長・教頭（副校長）・教諭等の中で、他の模範とするに足る研究・実践の功績があった者を表彰し、広くこれを顕彰する。
- 第2 対象 表彰の対象は、各都道府県又は政令指定都市に在職する小学校の校長・教頭（副校長）・教諭等とする。
- 第3 表彰基準 表彰の基準は、次の各号に該当する個人について行う。
(1) わが国の国語教育の推進と発展に寄与した者。
(2) 各都道府県または政令指定都市において、地道に国語教育を研究・実践し、功績が認められる者。
- 第4 表彰状の授与等 表彰は、表彰状をもってこれに充てる。但し、記念品を併せて授与することができる。
- 第5 表彰の時期 表彰は、原則として毎年1回行う。
- 第6 表彰候補者の推薦 表彰を受けようとする各都道府県又は政令指定都市は、その該当する会長が作成する校長・教頭〔副校長〕・教諭等の表彰候補者推薦書〔第1号様式〕を全小国研会長に提出しなければならない。また、全小国研役員会が推薦する場合は、表彰候補者推薦書〔第2号様式〕を全小国研会長に提出しなければならない。
- 第7 被表彰者の決定 全小国研会長は、推薦された表彰候補者の中から、教員表彰審査会の議を経て後、被表彰者を決定する。
- 第8 審査会の設置及び所掌事項 全小国研本部に、教員表彰審査会（以下「審査会」という）を設置する。また、審査会は、表彰候補者について、被表彰者として適当であるか否かを審査する。
- 第9 審査会の構成 審査会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。
(1) 会長 (2) 副会長 (3) 事務局長 (4) 事務局次長
(5) 企画・組織部長 (6) 庶務・情報部長 (7) 会計部長 (8) 編集部長
(9) 研究部長 (10) 学識経験者
- 第10 庶務 表彰に関する庶務は、庶務・情報部において処理する。
- 第11 委任 この実施要綱に定めることのほか、表彰に関して必要な事項は、別に定める。
- 第12 付則 この要綱に示す事項については、平成2年12月24日から実施する。
この要綱に示す事項について、平成29年6月17日に一部を改訂し、同日から実施する。